



2025 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 朝日放送グループホールディングス株式会社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 山 本 晋 也
(コード番号 9405 東証プライム)
問 合 せ 先 総 務 局 長 後 藤 利 一
TEL 06-6458-5321

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2025 年 5 月 12 日開催の取締役会において、定款の一部変更の件を 2025 年 6 月 25 日開催予定の第 98 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 提案の理由

当社の現行定款では、株主総会および取締役会の議長は代表取締役が務めることとなっておりますが、組織運営の柔軟性を高めるために、代表権の有無にかかわらず議長を務めることができるよう、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第 3 章 株主総会 第 12 条～第 14 条 (省 略) (株主総会の招集権者および議長) 第 15 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会の定める <u>代表取締役</u> が取締役会の決議に基づき招集し、その議長となる。 2. 前項の <u>代表取締役</u> に事故のあるときは、あらかじめ取締役会が定める順序により他の取締役がこれを代行する。	第 3 章 株主総会 第 12 条～第 14 条 (現行どおり) (株主総会の招集権者および議長) 第 15 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会の定める <u>取締役</u> が取締役会の決議に基づき招集し、その議長となる。 2. 前項の <u>取締役</u> に事故のあるときは、あらかじめ取締役会が定める順序により他の取締役がこれを代行する。

第4章 取締役および取締役会 第19条～第22条 (省 略) (取締役会の招集権者および議長) 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会の定める<u>代表取締役</u>がこれを招集し、その議長となる。 2. 前項の<u>代表取締役</u>に事故のあるときは、あらかじめ取締役会が定める順序により他の取締役がこれを代行する。	第4章 取締役および取締役会 第19条～第22条 (現行どおり) (取締役会の招集権者および議長) 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会の定める<u>取締役</u>がこれを招集し、その議長となる。 2. 前項の<u>取締役</u>に事故のあるときは、あらかじめ取締役会が定める順序により他の取締役がこれを代行する。
---	---

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日：2025年6月25日

定款変更の効力発生予定日：2025年6月25日

以 上